令和７年第７回７月

つがる市農業委員会総会議事録

つ が る 市 農 業 委 員 会

1. 開催日時　　令和７年７月８日(火)　午後１時56分から午後２時39分
2. 開催場所　　つがる市生涯学習交流センター「松の館」２階　視聴覚室
3. 出席委員数　 36人中､34人出席
4. 出席委員名

1.松橋　正行	2.古坂　光司	4.盛　　彰一	5.三橋　美也	6.杉野森由美子
7.小笠原　繁	8.長谷川勝則	9.田戸岡　誠	10.太田　善造	11.三橋　　衛
12.野宮富喜子	13.笠井　正己	14.新岡　　亮	15.吉田　秀美	16.菊池　昭二
17.葛西　勝久	18.秋田谷廣次	19.工藤しのぶ	20.成田　金春	21.杉森　広宣
22.今　　輝義	23.鎌田　　誠	24.三橋　　弘	25.長谷川一幸	27.長谷川秀樹
28.小山内　壽	29.藤本　正彦	30.工藤　正樹	31.稲葉　武彦	32.福井二三夫
33.工藤　　宰	34.横山　治彦	35.神　　文敏	36.浅見　春樹	計 34人

5. 欠席委員　3.髙橋　敦樹　26.工藤　恒實　計２人

6. 議事日程

第１　議事録署名委員の指名
第２　会期の決定
第３　提出議案の上程
報告第１２号　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について
報告第１３号　競売買受適格者に係る農地法第３条許可書の交付について
議案第３９号　農地法第３条第１項の規定に基づく許可処分の取消しについて
議案第４０号　農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第４１号　農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第４２号　農地法第４条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第４３号　農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第４４号　農用地利用集積等促進計画作成の要請について
議案第４５号　新規就農者対策に関する要望について

第４　諸般の報告

7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名
局　長：中野拓哉　副参事：竹内攻規　次　長：村田龍治　主　幹：吉村　翔
主　査：吉田純也　任用職員：工藤賢聖　計６人

8. 会議の概要

事務局長(中野拓哉)
委員の皆様が揃いましたので、「令和７年第７回(7月)つがる市農業委員会総会」を開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ（藤本正彦）
本日は、お忙しいところ、総会にご出席いただきましてありがとうございます。
暑さも厳しくなり、農作物にも多少被害が出そうな暑さでございますが、体調にも

十分注意してくだされればと思います。
　さて、来月８月２６日に西つがる地区の農業委員会大会が、鰺ヶ沢町で開催されます。是非とも１００％の出席率を以って、我々の要望を議論して纏めていきたいと思いますので出席の程、宜しくお願い致します。
　本日は７月総会という事で、慎重審議のもと、承認決定されます事をお願い致しまして開会の挨拶と致します。

事務局長（中野拓哉）
　それでは、農業委員会会議規則第５条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致します。会長、宜しくお願い致します。

議 長（藤本正彦会長）
　ただいまの出席委員は、３６名中３４名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

議 長（藤本正彦会長）
　これより議事に入ります。まず議事日程第１の議事録署名委員の選任を行います。「つがる市農業委員会会議規則」第１３条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議 長（藤本正彦会長）
　ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には３６番 浅見春樹委員、１番 松橋正行委員を指名致します。
　次に議事日程第２の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議 長（藤本正彦会長）
　ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。
　それでは、これより議事日程第３の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

報告第１２号　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について
報告第１３号　競売買受適格者に係る農地法第３条許可書の交付について
議案第３９号　農地法第３条第１項の規定に基づく許可処分の取消しについて
議案第４０号　農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第４１号　農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第４２号　農地法第４条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第４３号　農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第４４号　農用地利用集積等促進計画作成の要請について
議案第４５号　新規就農者対策に関する要望について
以上、報告２件、議案７件、計９件を上程致します。

議 長（藤本正彦会長）
はじめに、「報告第１２号 農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について」、「報告第１３号 競売買受適格者に係る農地法第３条許可書の交付について」、以上２件を事務局から報告させます。

事務局報告（吉村主幹）
１ページをお開きください。報告第１２号について説明致します。
「農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について」。農地法施行規則第６８条第１項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和７年７月８日提出、つがる市農業委員会会長。
報告第１２号は、１ページの番号１０２番から３ページの番号１０６番までの５件です。解約は全て田で面積は合わせて４８，９７５㎡となっております。解約の理由は全て合意による解約です。以上で報告を終わります。
続いて、４ページをご覧ください。報告第１３号について説明致します。
「買受適格者に係る農地法第３条許可書の交付について」。最高価買受申出人となった買受適格者からの農地法第３条第１項の規定に基づく許可申請について、下記のとおり許可書を交付したので報告する。令和７年７月８日提出、つがる市農業委員会会長。
４ページの番号２番は、令和７年４月２４日付けで青森地方裁判所が期間入札の公告をした競売案件に対し、６月の総会において買受適格者の証明がされたものです。最高価買受申出人となった買受適格者に対し、申請時と事情が変わらないため、令和７年６月２４日に農地法第３条許可書を交付しました。以上で報告を終わります。

議 長（藤本正彦会長）
報告については、以上のとおりと致します。

議 長（藤本正彦会長）
次に、「議案第３９号 農地法第３条第１項の規定に基づく許可処分の取消しについて」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉村主幹）
５ページをお開きください。議案第３９号について説明致します。
「農地法第３条第１項の規定に基づく許可処分の取消しについて」。農地法第３条第１項の規定に基づく許可処分について、別紙のとおり取消し願の提出があったので承認を求める。令和７年７月８日提出、つがる市農業委員会会長。
本案件は６ページの取消し願の写しのとおり１件です。６ページの案件は令和７年６月総会で農地法第３条の賃貸借で許可されましたが、その後に譲渡人がこれまでど

おり農業者年金を貰う都合上、農地中間管理機構を通して貸借を設定し直すことになったため、取消し願を提出したものです。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）
説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）
ないようですので、議案第３９号の質疑を終結致します。これより、議案第３９号を採決致します。おはかり致します。議案第３９号は、原案のとおり許可処分の取消しを承認することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）
ご異議なしと認めます。よって、議案第３９号は原案のとおり許可処分の取消しを承認することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）
次に、「議案第４０号 農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉村主幹）
それでは、７ページをお開きください。議案第４０号について説明致します。
「農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第１条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和７年７月８日提出、つがる市農業委員会会長。
議案第４０号は、番号２７５番から１３ページの番号２９０番までの１６件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」の申請が２件で、面積は畑が５，５３１㎡。「贈与」の申請が７件、面積は田が５２，２８８㎡、畑が３，３４９㎡となっております。その他、「賃貸借」の申請が６件、面積は田が３１，４６７㎡、畑が３，２６８㎡。「使用貸借」の申請が１件で、面積は畑が５，５１０㎡となっております。全案件とも別添の農地法第３条調査書１ページから６ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われます。
次に、売買価格について説明します。７ページの２７５番の畑は総額２４万円、１０a当たり６万４千円、２７６番の畑は総額５０万円、１０a当たり２８万４千円、となっております。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）
説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第４０号の質疑を終結致します。

これより、議案第４０号を採決致します。おはかり致します。議案第４０号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第４０号は、原案のとおり許可することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、「議案第４１号 農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。

この案件については、２０番 成田金春委員、３１番　稲葉武彦委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

（２０番 成田金春委員、３１番　稲葉武彦委員が退席）

議 長（藤本正彦会長）

それでは、議案第４１号について説明を求めます。

事務局説明（吉村主幹）

それでは１４ページをご覧ください。議案第４１号について説明致します。

「農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第１条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和７年７月８日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第４１号は、番号９１０番から１６ページの番号９１３番までの４件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」の申請が３件で、面積は田が３７，５４４㎡、畑が２，８５９㎡。「贈与」の申請が１件で、面積は畑が１１４㎡となっております。別添の農地法第３条調査書７ページから８ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われます。

次に、売買価格について説明します。１４ページの９１０番の田は１０a 当り２０万円、１５ページの９１１番の田は総額３６０万円、１０a 当たり１９万９千円、９１２番の田と畑は総額２１０万円、１０a 当たり２０万９千円、となっております。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）
　説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）
　ないようですので、議案第４１号の質疑を終結致します。
　これより、議案第４１号を採決致します。おはかり致します。議案第４１号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）
　ご異議なしと認めます。よって、議案第４１号は、原案のとおり許可することに決定致しました。
　２０番 成田金春委員、３１番　稲葉武彦委員、入室願います。

（２０番 成田金春委員、３１番　稲葉武彦委員入室し着席）

議 長（藤本正彦会長）
　次に、「議案第４２号 農地法第４条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主査）
　１７ページをお開きください。議案第４２号「農地法第４条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」。農地法第４条第２項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。令和７年７月８日提出、つがる市農業委員会会長。
　番号１の申請地は、木造桜木の田１筆で面積が２，３００㎡の内６３０㎡です。農業用倉庫を新築するための申請です。周辺は農地や宅地であるが、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと思われます。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）
　説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認の報告を求めます。１番 松橋正行委員、報告をお願い致します。

（１番 松橋正行委員報告）
　現地確認の報告を致します。本日午前１０時００分より、「６」番「杉野森」委員と私「１」番「松橋」、 事務局長と吉田専門員の４人で確認してまいりました。
　番号１番の申請の場所は、つがる市役所より南に約６６０ｍに位置し、周辺は農地や宅地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。以上で現地確認の報告を終わります。

議 長（藤本正彦会長）
　報告が終わりました。これより質疑を行います。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）
　ないようですの、議案第４２号質疑を終結致します。
　これより、議案第４２号を採決致します。
　議案第４２号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）
　ご異議なしと認めます。よって、議案第４２号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）
　次に、「議案第４３号 農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題と致します。
　この案件については、３０番 工藤正樹委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

（３０番 工藤正樹委員が退席）

議 長（藤本正彦会長）
　それでは、議案第４３号について説明を求めます。

事務局説明（吉田主査）
　１８ページをお開きください。議案第４３号「農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」。農地法第５条第３項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。令和７年７月８日提出、つがる市農業委員会会長。
　番号９０１番の農地の所在地は、牛潟町鷲野沢の畑１筆で面積が９，５２９㎡の内４０１㎡です。既設風力の内部機材交換修理のための搬入路拡幅用地の申請です。周辺は農地と山林であるが農地等に係る営農条件への支障はないものと思われます。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認の報告を求めます。１番 松橋正行委員、報告をお願い致します。

（１番 松橋正行委員報告）

現地確認の報告を致します。本日午前１０時４０分より、「６」番「杉野森」委員と私「１」番「松橋」、 事務局長と吉田専門員の４人で確認してまいりました。

番号９０１番の申請の場所は、牛潟公民館より西に約２．４㎞に位置し、周辺は農地や山林であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。以上で現地確認の報告を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

報告が終わりました。これより質疑を行います。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですの、議案第４３号質疑を終結致します。

これより、議案第４３号を採決致します。

議案第４３号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第４３号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定致しました。

３０番 工藤正樹委員入室願います。

（３０番 工藤正樹委員入室し着席）

議 長（藤本正彦会長）

次に、「議案第４４号 農地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主査）

それでは１９ページをご覧ください。議案第４４号について説明致します。

「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて、農業委員会の決定を求める。令和７年７月８日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第４４号の件数については、貸借が１件となっております。権利者及び対象農地、内容については記載のとおりです。

番号１番、利用権を設定する農用地は、木造大湯町、館岡、稲垣町千年の田、１３筆、面積は２３，３４２㎡です。期間は１０年で、賃借料は無償で使用貸借となっております。受け手の決定理由は借受希望者のうち経営地に最も接近です。なお、作成要請する促進計画案は、あおもり農業支援センターにより作成され、つがる市農業委員会会長名により８月中旬頃に認可・公告される予定です。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第４４号の質疑を終結致します。

これより、議案第４４号を採決致します。おはかり致します。議案第４４号は、原案のとおり要請することにご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第４４号は、原案のとおり要請することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、「議案第４５号 新規就農者対策に関する要望について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（村田次長）

それでは、２１ページをお開きください。議案第４５号について説明致します。

議案第４５号、「新規就農者対策に関する要望について」。新規就農者対策に関する要望について承認を求める。令和７年７月８日提出、つがる市農業委員会会長。

提案理由でございますが、つがる市、鰺ヶ沢町、深浦町で構成する西・つがる地区農業委員会連絡協議会から、市町毎に要請決議を作成して要望するため、承認を求めるものであります。

２２ページをお願い致します。西・つがる地区農業委員会大会での決議事項として、青森県農業会議へ要請するものであります。令和７年度のつがる市農業委員会からの要望については、「新規就農者対策に関する要望について」という内容で提出したいため、承認を求めるものであります。内容については事前に配布してあるため割愛させていただきますが、「新規就農者育成総合対策（就農準備資金・経営開始資金）の年齢要件の緩和と十分な予算の確保」の要望となっております。以上、よろしくお願い致します。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）
ないようですので、議案第４５号の質疑を終結致します。
これより、議案第４５号を採決致します。おはかり致します。議案第４５号は、原案のとおり証明することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）
ご異議なしと認めます。よって、議案第４５号は、原案のとおり証明することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）
次に、議事日程第４の諸般の報告について、事務局から説明があります。

事務局説明
１．次期総会日程（案）について　（中野事務局長）
１）日　時　　令和７年８月７日(木)　　午後２時００分より
場　所　　生涯学習交流センター「松の館」２階　視聴覚室

２）日　時　　令和７年９月３日(水)　　午後２時００分より
場　所　　生涯学習交流センター「松の館」２階　視聴覚室

２．事務連絡
１）農業委員会大会・研修会について（工藤会計年度任用職員）
２）全国農業新聞の普及活動について（竹内副参事）
３）農用地のあっせんのお願いについて　（吉田主査）
４）令和７年 田畑売買価格等に関する調査について（吉村主幹）

議 長（藤本正彦会長）
以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。その他の件について、委員より発言がございましたら、お願いします。

（発言がなし）

議 長（藤本正彦会長）
以上をもって、「令和７年第７回（７月）つがる市農業委員会総会」を閉会致します。